

介護老人保健施設 葵の園・長岡 料金表

令和08年08月作成

訪問リハビリテーション(要介護)

※2割負担、3割負担の場合、それぞれ×2、×3の利用者負担額になります。

基本料金	単位数	利用者負担額※		内容の説明
訪問リハビリテーション費	308 単位 /1回(20分につき)	1割負担	308円	訪問リハビリテーション基本料金(1週に6回を限度) (退院(所)日から3ヶ月以内は週12回まで)

●ご利用者の状況などにより加算・減算される項目●

加算・減算	単位数	利用者負担額※		内容の説明
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位 /1日につき	1割負担	200円	退院(所)日または認定日から3ヶ月以内の期間に概ね1週につき2日以上サービスを受けた場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位 /1日につき	1割負担	240円	退院(所)日または訪問開始日から3ヶ月以内の期間に1週に2日を限度として算定可能
リハビリテーションマネジメント加算(口)	213 単位 /1月につき	1割負担	213円	リハビリ会議を定期的に開催し、リハビリ計画の見直しを行い、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用した場合
※リハビリ会議に医師が参加した場合	270 単位 /1月につき	1割負担	270円	リハビリ計画について、事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合
口腔連携強化加算	50 単位 /月1回限度	1割負担	50円	口腔の状態を評価し、ケアマネジャー及び歯科医療機関へ情報提供を行った場合
退院時共同指導加算	600 単位 /1回につき	1割負担	600円	医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合 (退院時1回を限度)
移行支援加算	17 単位 /1日につき	1割負担	17円	指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合 (評価対象期間の次の年度内に限る)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位 /1回につき	1割負担	6円	勤続7年以上のリハビリスタッフがいること
高齢者虐待防止措置未実施減算	-3 単位 /1回につき	1割負担	-3円	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減額する
業務継続計画未策定減算	-3 単位 /1回につき	1割負担	-3円	感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未算定の 場合、基本報酬を減額する
計画診療未実施減算	-50 単位 /1回につき	1割負担	-50円	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった 場合
処遇改善加算	所定単位×1.5% /1月につき			(基本報酬単位数 + 各種加算の合計) × 1.5%

介護予防訪問リハビリテーション(要支援)

※2割負担、3割負担の場合、それぞれ×2、×3の利用者負担額になります。

基本料金	単位数	利用者負担額※		内容の説明
介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位 /1回(20分につき)	1割負担	298円	介護予防訪問リハビリテーション基本料金(1週に6回を限度) (退院(所)日から3ヶ月以内は週12回まで)

●ご利用者の状況などにより加算・減算される項目●

加算・減算	単位数	利用者負担額※		内容の説明
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位 /1日につき	1割負担	200円	退院(所)日または認定日から1ヶ月以内の期間に概ね1週につき2日以上・1日に40分以上/退院(所)日または認定日から1ヶ月以上3ヶ月以内の期間に概ね1週につき2日以上・1日に20分以上のサービスを受けた場合
口腔連携強化加算	50 単位 /月1回限度	1割負担	50円	口腔の状態を評価し、ケアマネジャー及び歯科医療機関へ情報提供を行った場合
退院時共同指導加算	600 単位 /1回につき	1割負担	600円	医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合 (退院時1回を限度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位 /1回につき	1割負担	6円	勤続7年以上のリハビリスタッフがいること
高齢者虐待防止措置未実施減算	-3 単位 /1回につき	1割負担	-3円	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減額する
業務継続計画未策定減算	-3 単位 /1回につき	1割負担	-3円	感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未算定の 場合、基本報酬を減額する
計画診療未実施減算	-50 単位 /1回につき	1割負担	-50円	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった 場合
12月超減算	-30 単位 /1回につき	1割負担	-30円	利用開始した月から12ヶ月を超えて利用し、3ヶ月に1回リハビリ会議を行わなかった場合
処遇改善加算	所定単位×1.5% /1月につき			(基本報酬単位数 + 各種加算の合計) × 1.5%